

役員報酬等の額及び支給の基準について

理事及び監事の報酬の総額及び報酬等の支給の基準について、定款第21条に基づき、下記のとおりとする。

なお、この定めは職員を兼務する理事には適用しないものとする。

記

1 報酬額（総額）

- ① この法人の全理事の報酬総額は、年間3,000千円以内とする。
（理事長の報酬総額は、年間2,400千円以内とする。）
- ② この法人の全監事の報酬総額は、年間130千円以内とする。

2 報酬の支給基準

(1) 報酬の支給

① 理事長

一定以上の日数を法人の事務所にて職務に従事することで常勤扱いとし、月額報酬を支給する。

賞与や退職手当等、月額報酬以外は支給しない。

② 理事長以外の理事（以下 業務執行理事を含む）及び監事

理事会及び評議員会への出席、業務執行理事の業務、監事監査、また役員研修等法人・施設の業務に従事した場合、報酬を支給する。

ただし、通勤費、交通費等は費用等として別途支給とし、報酬とはしない。

(2) 報酬額の算定

① 理事長

1ヶ月10日以上職務に従事することで常勤扱いとし、月額報酬20万円とする。ただし、勤務日数が10日未満の場合日割り計算を行う。

② 理事長以外の理事及び監事

日額7,000円とする。

(3) 支給の方法

- ・理事長については、報酬と通勤に係る交通費について職員の給料日に支給する。
- ・理事長以外の理事及び監事については、業務に従事した時にその都度支給する。

3 費用等

上記2の(1)のただし書きの費用等については、役員会等への出席の交通費、法人事務所以外への出張旅費とする。

なお、理事長については、通勤に要する交通費(通勤手当)を支給することとし、役員会等への出席のための交通費は支給しない。

① 役員会等への出席(法人事務所)に係る交通費

私用車使用、1kmにつき40円、ただし、最低額を500円とする。

② 法人事務所以外への出張旅費

旅費は交通費及び日当とする。

交通費については、私用車使用の場合1kmにつき40円とする。

電車、バス使用の場合は実費とする。

日当については、恵愛会旅費規程第6条の別表の園長に準拠する。

③ 理事長の通勤に係る交通費

1kmにつき20円に往復距離を乗じたのを1日分とし、当該月の勤務日数を乗じた額

4 その他

法人の役員の報酬等の額、報酬等の支給の基準として公表します。

(参考)

総額の算定

・理事長 2,400千円

・理事長以外の理事 600千円

*理事会出席6回、研修等1回を予定

業務執行理事業務、概ね週1回を予定

・監事 130千円

*監査1回、理事会出席6回、評議員会出席1回、研修等1回を予定

評議員の報酬等の支給の基準について

定款第8条で総額を定めた評議員の報酬等について、その支給の基準を下記のとおり定める。

記

1 評議員の報酬総額

300,000円（定款第8条に定める。）

2 報酬等の支給基準

① 報酬の支給

評議員会への出席及び評議員研修等、法人・施設の業務に従事した場合報酬を支給する。

ただし、交通費等は費用等として別途支給とし、報酬として扱わない。

② 報酬の額の算定

日額7,000円とする。

③ 支給の方法

業務に従事した時にその都度支給する。

3 費用等

上記2の①のただし書きについて、評議員会出席については交通費、法人事務所以外への出張については旅費を支給する。

① 評議員会出席（法人事務所）に係る交通費

私用車使用、1kmにつき40円、ただし、最低額を500円とする。

② 法人事務所以外への出張旅費

旅費は交通費及び日当とする。

交通費については、私用車使用の場合1kmにつき40円とする。

電車、バス使用の場合は実費とする。

日当については、恵愛会旅費規程第6条の別表の園長に準拠する。

4 その他

法人の評議員の報酬等の額、報酬等の支給の基準として公表します。